

防衛装備庁公示第20号
平成27年10月1日
一部改正：防衛装備庁公示第268号
令和5年12月26日

防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官
深澤 雅貴

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからキのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

- ア 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2又は武器等製造法（昭和28年法律第145号）第3条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
- イ 契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
- ウ 契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達
- エ 企業が試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）
- オ 複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが

行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

カ 試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合

キ 過去2カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類：別紙（対象契約一覧表）

対象契約一覧表

掲載 番号	該当する契約	随意契約 による 理 由	一覧表への 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問合わせ先)
1	航空機模擬標的（VI型）の製造に係る契約	ア	27. 10. 1	航空機模擬標的（VI型）の製造に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
2	ヘリコプタけん引装置（22DDH用）の製造に係る契約	イ	27. 10. 1	ヘリコプタけん引装置（22DDH用）の製造に必要なライセンス実施権を英国ダグラス イクイップメント リミテッドから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
3	ヘリコプタけん引装置（24DDH用）の製造に係る契約	イ	27. 10. 1	ヘリコプタけん引装置（24DDH用）の製造に必要なライセンス実施権を英国ダグラス イクイップメント リミテッドから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
4	UH-60J用慣性航法装置等に係る契約	ア	27. 10. 1	UH-60J用慣性航法装置等の製造に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問合わせ先)
5	F－2 航空機用発電機に係る契約	ア	27. 10. 1	F－2 航空機用発電機の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
6	SH－60K用メモリーカード記録器に係る契約	イ	27. 10. 1	SH－60K用メモリーカード記録器の製造に必要となるライセンス実施権を米国ジェネラル・エレクトリック・カンパニーから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
7	UH－60J 航空機用シンボルジェネレーターに係る契約	ア	27. 10. 1	UH－60J 航空機用シンボルジェネレーターの製造に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
8	航空機模擬標的（Ⅷ型）の製造に係る契約	ア	27. 10. 1	航空機模擬標的（Ⅷ型）の製造に必要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
9	空対空用小型標的の製造に係る契約	エ	27. 10. 1	空対空用小型標的の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。	
10	削除				

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
11	F－4 航空機用計器（油圧計）の製造に係る契約	イ	27. 10. 1	F－4 航空機用計器（油圧計）の製造に必要なライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
12	SH－60J、SH－60K及びUH－60J 航空機用発電機の製造に係る契約	ア、イ	27. 10. 1	SH－60J、SH－60K及びUH－60J 航空機用発電機の製造に必要なライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること、並びにSH－60J、SH－60K及びUH－60J 航空機の製造に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
13	F－15 航空機用燃料計システムの製造に係る契約	イ	27. 11. 9	F－15 航空機用燃料計システムの製造に必要なライセンス実施権を米国シモンズ・プレジジョン・プロダクツ・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
14	OH－1 航空機用ローターブレードの製造に係る契約	ア	27. 12. 2	OH－1 航空機用ローターブレードの製造に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
15	OH－1 航空機用統合制御処理器の製造に係る契約	ア	28. 1. 28	OH－1 航空機用統合制御処理器の製造に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
16	OH－1 航空機用姿勢方位基準装置の製造に係る契約	ア	28. 1. 28	OH－1 航空機用姿勢方位基準装置の製造に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
17	投下管制装置（HWG－3・SH－60K用）の製造に係る契約	キ	28. 7. 22	契約履行に必要な投下管制装置（HWG－3・SH－60K用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
18	F－15 航空機用部品（DUCT）の製造に係る契約	キ	28. 7. 22	契約履行に必要なF－15 航空機用部品（DUCT）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
19	UH－1 航空機用部品（燃料タンク）の製造に係る契約	キ	28. 7. 22	契約履行に必要なUH－1 航空機用部品（燃料タンク）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
20	P－3C用カートリッジ（エンジン消火用）の製造に係る契約	キ	28. 7. 22	契約履行に必要なP－3C用カートリッジ（エンジン消火用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
21	US－1A／US－2／TC－90用カートリッジ（エンジン消火用）の製造に係る契約	キ	28. 7. 22	契約履行に必要なUS－1A／US－2／TC－90用カートリッジ（エンジン消火用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
22	SH-60J/K/UH-60J用 カートリッジ（エンジン消火用）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要なSH-60J/K/UH-60J用カートリッジ（エンジン消火用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
23	SH-60J/K/UH-60J用 カートリッジ（エマージェンシーフ ロート用）の製造に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要なSH-60J/K/UH-60J用カートリッジ（エマージェンシーフロート用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
24	F-15用FDL地上再生装置の製造 に係る契約	キ	28.7.22	契約履行に必要なF-15用FDL（Fighter Data Link）地上再生装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
25	F-15航空機用計器（時計）の製造 に係る契約	キ	28.8.16	契約履行に必要なF-15航空機用計器（時計）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
26	削除				

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
27	DDRベンチ・テスト J/USM-229の製造に係る契約	キ	28.9.6	契約履行に必要なF-15用のDDRベンチ・テスト J/USM-229の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
28	F-15用機体通信電子部品（RECORDER, VIDEO）の製造に係る契約	キ	28.9.6	契約履行に必要なF-15用機体通信電子部品（RECORDER, VIDEO）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
29	重物料投下器材（プラットホーム緩衝機構部・転倒防止機構付）の製造に係る契約	キ	28.9.16	契約履行に必要な重物料投下器材（プラットホーム緩衝機構部・転倒防止機構付）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
30	SH-60K整備データモニタリング装置の製造に係る契約	キ	28.9.16	契約履行に必要なSH-60K整備データモニタリング装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
31	OH-1用カートリッジ（エンジン消火用）の製造に係る契約	キ	28.10.7	契約履行に必要なOH-1用カートリッジ（エンジン消火用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
32	OH-1用多機能表示器の製造に係る契約	キ	28.10.7	契約履行に必要なOH-1用多機能表示器の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
33	コントロール・システム・テストセット（F 3 用）の製造に係る契約	キ	28. 10. 7	コントロール・システム・テストセット（F 3 用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第 1 班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
34	ウェポン内装ランチャー機構リグ試験供試体用支持部品及び油圧源等の製造に係る契約	カ	28. 10. 13	ウェポンリリース・ステルス化（その 2）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要なとなる技術又は設備等を有することを証明できること。	
35	重物料投下器材（プラットフォーム転倒防止機構付）の製造に係る契約	キ	28. 10. 13	契約履行に必要なとなる重物料投下器材（プラットフォーム転倒防止機構付）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
36	HUMS 用整備器材（UH－60J 用）の製造に係る契約	キ	28. 11. 2	契約履行に必要なとなる HUMS 用整備器材（UH－60J 用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
37	F－15 近代化機 HMD 用ヘルメットの製造に係る契約	キ	28. 11. 2	契約履行に必要なとなる F－15 近代化機 HMD 用ヘルメットの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
38	削除				

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
39	UH-60JA整備用部品(MULTI FUNCTION DISPLAY)の製造に係る契約	キ	28.12.19	契約履行に必要なとなるUH-60JA整備用部品(MULTI FUNCTION DISPLAY)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
40	MDR(F-2の支援戦闘能力向上用)の製造に係る契約	カ	28.12.19	F-2の支援戦闘能力向上の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要なとなる技術又は設備等を有することを証明できること。	
41	削除				
42	OH-1用増槽燃料タンクの製造に係る契約	イ	29.1.17	OH-1用増槽燃料タンクの製造に必要なとなるライセンス実施権を米国ジェネラル・ダイナミクス・アーマメント・アンド・テクニカル・プロダクツ・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
43	UH-60J用飛行指示制御装置の製造に係る契約	ア	29.1.17	UH-60J用飛行指示制御装置の製造に必要なとなる航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
44	多機能表示装置(F-15用)の製造に係る契約	キ	29.1.17	契約履行に必要なとなる多機能表示装置(F-15用)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
45	C－2 航空機搭載電子機器初度部品 (EQUIP ASSY-DISPL AY UNIT及びEQUIP AS SY-FLIGHT CONTROL COMPUTER) の製造に係る契約	ア	29. 1. 31	C－2 航空機搭載電子機器初度部品 (EQUIP A SSY-DISPLAY UNIT及びEQUIP ASSY-FLIGHT CONTROL COMP UTER) の製造に必要な航空機製造事業法 (昭 和27年法律第237号) 第2条の2に規定する経済 産業大臣の事業の許可を受けていること又は受ける見 込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
46	標的用トランスポンダの製造に係る契 約	キ	29. 5. 18	契約履行に必要な標的用トランスポンダの製造図 書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等 の企業所有資料) を利用できることが証明できるこ と。	
47	エンジン消火用カートリッジ (国産) (UH－60用) の製造に係る契約	キ	29. 7. 6	契約履行に必要なエンジン消火用カートリッジ (国産) (UH－60用) の製造図書 (製造図面、組 立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること並びに火薬類取締 法に基づく販売の許可を受けていること。	
48	削除				
49	超低高度えい航標的 J A Q－50 の製 造に係る契約	イ	29. 7. 6	超低高度えい航標的 J A Q－50 の製造に必要な ライセンス実施権を米国メギット・ディフェンス・シ ステムズ・インクから認められていること又は認めら れる見込みがあることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問合わせ先)
50	F－15用機体通信電子部品（REMOVABLE MEMORY MODULE）の製造に係る契約	キ	29.7.20	契約履行に必要なとなるF－15用機体通信電子部品（REMOVABLE MEMORY MODULE）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
51	多機能化FDR用データ読出しユニットの製造に係る契約	キ	29.7.25	契約履行に必要なとなる多機能FDR用データ読出しユニットの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
52	OH－6D整備用部品（国産）（CELL ASSY及びANTENNA KIT）の製造に係る契約	キ	29.7.25	契約履行に必要なとなるOH－6D整備用部品（国産）（CELL ASSY及びANTENNA KIT）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
53	SH－60J／K／UH－60J用カートリッジ（カーゴフック用）の製造に係る契約	キ	29.7.25	契約履行に必要なとなるSH－60J／K／UH－60J用カートリッジ（カーゴフック用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていること。	
54	OH－1整備用部品（国産）（HARNESS ASSY）の製造に係る契約	キ	29.10.3	契約履行に必要なとなるOH－1整備用部品（国産）（HARNESS ASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
55	飛行試験機改修キット補用品の製造に係る契約	カ	29.10.3	航空機搭載型小型赤外線センサシステムインテグレーション（その1）の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要なとなる技術又は設備等を有することを証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
56	対空射撃用標的（F B等及びU A V等） の製造に係る契約	エ	29. 12. 6	対空射撃用標的（F B等及びU A V等）の試作契約で の成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要な 技術又は設備等を有することを証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
57	削除				
58	CH－47用多機能表示装置の製造に 係る契約	キ	29. 12. 26	契約履行に必要なCH－47用多機能表示装置の 製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査 要領等の企業所有資料）を利用できることが証明でき ること。	
59	削除				

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問合わせ先)
60	UH-1 整備用部品 (国産) (SKI ASSEMBLY FWD- (LH, RH)、SKI ASSEMBLY / AFT- (LH, RH)) の製造に係る契約	キ	30. 1. 18	契約履行に必要なとなるUH-1 整備用部品 (国産) (SKI ASSEMBLY FWD- (LH, RH)、SKI ASSEMBLY / AFT- (LH, RH)) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
61	F-15 航空機用維持部品 (国産) (HEAT EXCHANGER) の製造に係る契約	イ	30. 1. 22	F-15 用維持部品 (国産) の製造に必要なとなるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
62	F-15 航空機用維持部品 (国産) (VALVE及びTURBINE) の製造に係る契約	イ	30. 1. 22	F-15 用維持部品 (国産) の製造に必要なとなるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
63	F-15 航空機用維持部品 (国産) (SEPARATOR) の製造に係る契約	イ	30. 7. 3	F-15 用維持部品 (国産) (SEPARATOR) の製造に必要なとなるライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
64	電動アクチュエーションシステムの研究試作の電磁干渉試験用器材	カ	30. 7. 3	電動アクチュエーションシステム (その2) の研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要なとなる技術又は設備等を有することを証明できること。	
65	C-130H 航空機用維持部品 (GENERATOR) の製造に係る契約	キ	30. 7. 3	契約履行に必要なとなるC-130H 航空機用維持部品 (GENERATOR) の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料) を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
66	ウェポン内装ランチャー機構リグ試験 供試体のランチャー用治具の製造に係 る契約	カ	30.7.6	ウェポンリリース・ステルス化（その２）の研究試作 契約での成果を継承し、当該調達に必要となる技術又 は設備等を有することを証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
67	P－１ Ａタイプ・ストアキャリアの 製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるP－１ Ａタイプ・ストアキャリア の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要 領等の企業所有資料）を利用できることが証明できるこ と。	
68	P－１ ソノブイ・ラックの製造に係 る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるP－１ ソノブイ・ラックの製 造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要 領等の企業所有資料）を利用できることが証明できるこ と。	
69	P－１ ＡＳＭ用パイロン（爆弾倉） の製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるP－１ ＡＳＭ用パイロン（爆 弾倉）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並 びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが 証明できること。	
70	P－１ ウイング・パイロンの製造に 係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるP－１ ウイング・パイロンの 製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査 要領等の企業所有資料）を利用できることが証明でき ること。	
71	P－１ 機雷用パイロン（爆弾倉）の 製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるP－１ 機雷用パイロン（爆弾 倉）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並び に検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証 明できること。	
72	P－１ 魚雷用パイロン（爆弾倉）の 製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要となるP－１ 魚雷用パイロン（爆弾 倉）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並び に検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証 明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問合わせ先)
73	F－15統合電子戦機用通信電子部品 (送信ユニット4)の製造に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要なF－15統合電子戦機用通信電子部品(送信ユニット4)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
74	F－15用機体通信電子部品(VRS CONTROL PANEL)の製造 に係る契約	キ	30.7.6	契約履行に必要なF－15用機体通信電子部品 (VRS CONTROL PANEL)の製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の 企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
75	UH－60搭載電子機器部品(国産) の製造に係る契約	キ	30.10.5	契約履行に必要なUH－60J用搭載電子機器部 品(ICS制御器及びHF送受信機)の製造図書(製 造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業 所有資料)を利用できることが証明できること。	
76	航空機整備用部品(国産)の製造に係 る契約	キ	30.10.5	契約履行に必要なAH－1S、UH－1J、及び UH－60JA用整備部品(CLOCK-AIRCRA FT)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準 並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できること が証明できること。	
77	F－15航空機用維持部品(EW V ALVE)の製造に係る契約	キ	30.10.5	契約履行に必要なF－15航空機用維持部品(E W VALVE)の製造図書(製造図面、組立図及び 作業標準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用で きることが証明できること。	
78	空対空用小型標的(巡航ミサイル模 擬)の製造に係る契約	キ	30.10.5	契約履行に必要な空対空用小型標的(巡航ミサイ ル模擬)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準 並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できること が証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
79	エンジン消火用カートリッジ（YS－11用）の製造に係る契約	キ	30.11.7	契約履行に必要なとなるエンジン消火用カートリッジ（YS－11用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
80	F－2航空機用維持部品（国産）（EXCHANGER）の製造に係る契約	キ	30.11.13	契約履行に必要なとなるF－2航空機用維持部品（EXCHANGER）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
81	UH－1J用燃料タンク（国産）（FUEL CELL）の製造に係る契約	キ	30.12.4	契約履行に必要なとなるUH－1J用燃料タンク（国産）（FUEL CELL）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
82	削除				
83	F－15航空機用維持部品（HEAT EXCHANGER）の製造に係る契約	キ	30.12.26	契約履行に必要なとなるF－15航空機用維持部品（HEAT EXCHANGER）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
84	F－15航空機用維持部品（MANIFOLD）の製造に係る契約	イ	31.1.8	F－15航空機用維持部品（MANIFOLD）の製造に必要なとなるライセンス実施権を米国ピーティーアイ・テクノロジース・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
85	F－15 航空機用維持部品（ORIFICE）の製造に係る契約	キ	1.8.23	契約履行に必要なF－15 航空機用維持部品（ORIFICE）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
86	F－15 J／DJ 近代化改修 維持部品（COCKPIT UNIT）の製造に係る契約	キ	1.8.23	契約履行に必要なF－15 J／DJ 近代化改修 維持部品（COCKPIT UNIT）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
87	OH－1 整備用部品（LIGHT SUB ASSY）の製造に係る契約	キ	1.10.28	契約履行に必要なOH－1 整備用部品（LIGHT SUB ASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
88	CH－47 整備用部品（VERTICAL GYRO）の製造に係る契約	キ	1.10.28	契約履行に必要なCH－47 整備用部品（VERTICAL GYRO）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
89	トータル・エンジン・マネジメント・システム（F110－129 M－DEC用）の製造に係る契約	キ	1.10.28	契約履行に必要なトータル・エンジン・マネジメント・システム（F110－129 M－DEC用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
90	携帯型トータル・エンジン・マネジメント・システム端末（F110－129 M－DEC用）の製造に係る契約	キ	1.10.28	契約履行に必要な携帯型トータル・エンジン・マネジメント・システム端末（F110－129 M－DEC用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
91	AH-1S用雪ぞり（SKI ASSEMBLY FWD）の製造に係る契約	キ	1. 11. 26	契約履行に必要なAH-1S用雪ぞり（SKI ASSEMBLY FWD）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
92	UH-60／SH-60用バッテリー（BATTERY ASSY）の製造に係る契約	キ	1. 11. 26	契約履行に必要なUH-60／SH-60用バッテリー（BATTERY ASSY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
93	航空機模擬標的（Ⅶ型）の製造に係る契約	ア	1. 11. 26	航空機模擬標的（Ⅶ型）の製造に必要な航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2に規定する経済産業大臣の許可を受けていること又は受ける見込みがあることが証明できること。	
94	回転翼哨戒機（能力向上型）性能確認試験用器材の製造に係る契約	カ	1. 12. 24	回転翼哨戒機（能力向上型）（その1）から（その3）での成果を継承し、当該調達に必要な技術又は設備等を有することを証明できること。	
95	削除				
96	磁探信号処理装置（HSA-105C・SH-60K用）の製造に係る契約	キ	2. 7. 1	契約履行に必要な磁探信号処理装置（HSA-105C・SH-60K用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
97	ソノブイ・インターフェース・ユニットの製造に係る契約	キ	2. 9. 7	契約履行に必要なP-1 ソノブイ・インターフェース・ユニットの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
98	UH-60J 航空機用維持部品（国産）（HOIST）の製造に係る契約	キ	2.9.7	契約履行に必要なとなるUH-60J 航空機用維持部品（国産）（HOIST）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
99	F-15 搭載通電機器維持部品（国産）の製造に係る契約	キ	2.9.7	契約履行に必要なとなるF-15 用搭載通電機器維持部品（国産）（HUD VIDEO SENSOR HEAD、HUD MOUNTING ADAPTER 及びVSD VIDEO SENSOR HEAD並びにPOWER SUPPLY）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
100	展張・揚収・えい航装置用カートリッジ	キ	2.9.7	契約履行に必要なとなる展張・揚収・えい航装置用カートリッジの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていることが証明できること。	
101	APU消火用カートリッジ、YS-11 用	キ	2.9.7	契約履行に必要なとなるAPU消火用カートリッジ、YS-11 用の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できること及び火薬類取締法に基づく販売の許可を受けていることが証明できること。	
102	FDR用データ読み出し装置 J/PYQ-2A	キ	2.9.7	契約履行に必要なとなるFDR用データ読み出し装置 J/PYQ-2Aの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
103	アクスル・ジャッキ・バー	キ	2. 10. 26	契約履行に必要なとなるC－2 航空機用アクスル・ジャッキ・バーの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
104	OH－1 航空機整備用部品（PYLON ASSY AAM）の製造に係る契約	キ	2. 10. 26	契約履行に必要なとなるOH－1 航空機整備用部品（PYLON ASSY AAM）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
105	SH－60K用特殊工具（AFMSテストポイントセット）の製造に係る契約	キ	2. 12. 7	契約履行に必要なとなるSH－60K用特殊工具（AFMSテストポイントセット）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
106	Voice and Data Recorder System（VADR）の製造に係る契約	イ	3. 10. 12	Voice and Data Recorder System（VADR）の製造に必要なとなるライセンス実施権を米国ジーイー・アビエーション・システムズから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
107	SH－60K用特殊工具（CABLE ASSY RELAY PANEL TEST SET）の製造に係る契約	キ	3. 10. 12	契約履行に必要なとなるSH－60K用特殊工具（CABLE ASSY RELAY PANEL TEST SET）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
108	CH－４７Ｊ航空機用維持部品（CLOCK）の製造に係る契約	キ	3.11.4	契約履行に必要なCH－４７Ｊ航空機用維持部品（CLOCK）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
109	アンチスキッド・コントロール・システム（T－４用）の整備器材の製造に係る契約	キ	4.1.14	契約履行に必要なアンチスキッド・コントロール・システムの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
110	標的用えい航索の製造に係る契約	キ	4.8.29	契約履行に必要な標的用えい航索の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
111	C－１３０H航空機用維持部品（PITOT TUBE）の製造に係る契約	キ	4.10.14	契約履行に必要なC－１３０H航空機用維持部品（PITOT TUBE）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
112	F－２航空機用維持部品（CLOCK）の製造に係る契約	キ	4.10.14	契約履行に必要なF－２航空機用維持部品（CLOCK）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
113	F－１５用人体傘、F－２用人体傘の製造に係る契約	イ	4. 10. 14	F－１５用人体傘、F－２用人体傘の製造に必要なライセンス実施権を米国AMI Industries, Inc. から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第１班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
114	赤外線探知装置IR受信器交換用治具（N－TL－１５）の製造に係る契約	イ	4. 10. 14	赤外線探知装置IR受信器交換用治具（N－TL－１５）の製造に必要なライセンス実施権を米国レイセオン・カンパニーから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
115	T－４／FDR用データ処理装置 J／UYQ－４Bの製造に係る契約	キ	4. 10. 31	契約履行に必要なとなるT－４／FDR用データ処理装置 J／UYQ－４Bの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
116	OH－１航空機整備用部品（FORK ASSY, TLG）の製造に係る契約	キ	4. 11. 9	契約履行に必要なとなるOH－１航空機整備用部品（FORK ASSY, TLG）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
117	飛行試験教育用シミュレータの換装	オ	4. 11. 9	飛行試験教育用シミュレータの換装（その１）以降、新規参入の申し込みまでに防衛省が締結した当該防衛装備品の製造に係る契約での成果を継承し、当該製造の目的達成のためのシステム・インテグレーションが行えることを証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
118	F－15用統合電子戦 E CM装置 右側制御器の製造に係る契約	キ	4. 11. 21	契約履行に必要なF－15用統合電子戦 E CM装置 右側制御器の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
119	AFMS試験装置の製造に係る契約	キ	4. 11. 21	契約履行に必要なAFMS試験装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
120	F－15統合電子戦機用通信電子部品 （空中線ユニット5）の製造に係る契約	キ	4. 12. 26	契約履行に必要なF－15統合電子戦機用通信電子部品（空中線ユニット5）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
121	イジェクタ・ラック浮遊電圧測定用器材の製造に係る契約	キ	5. 1. 20	契約履行に必要なイジェクタ・ラック浮遊電圧測定用器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
122	イジェクタ・ラック用モニター装置の製造に係る契約	キ	5.2.2	契約履行に必要なイジェクタ・ラック用モニター装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
123	誘導弾射爆撃訓練用水上標的の製造に係る契約	キ	5.3.14	契約履行に必要な誘導弾射爆撃訓練用水上標的の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
124	対気諸元計算装置 J／ASK－1の製造に係る契約	キ	5.5.12	契約履行に必要な対気諸元計算装置 J／ASK－1の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
125	慣性基準装置HSA－121の製造に係る契約	キ	5.5.29	契約履行に必要な慣性基準装置HSA－121の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
126	AH-1S用整備用部品（BATTERY, STORAGE）の製造に係る契約	キ	5.5.29	契約履行に必要なAH-1S用整備用部品（BATTERY, STORAGE）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
127	UH-60J飛行情報処理装置（ADT）の製造に係る契約	キ	5.6.2	契約履行に必要なUH-60J飛行情報処理装置（ADT）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
128	T-4用人体傘の製造に係る契約	イ	5.6.16	T-4用人体傘の製造に必要なライセンス実施権を米国AMI Industries, Inc. から認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
129	レンチ・アダプター降着系統の製造に係る契約	キ	5.7.24	契約履行に必要なレンチ・アダプター降着系統の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
130	燃料タンク漏洩試験用器材の製造に係る契約	キ	5.7.24	契約履行に必要な燃料タンク漏洩試験用器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
131	F L C C リギング器材の製造に係る契約	キ	5. 7. 24	契約履行に必要なとなるF L C C リギング器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
132	機内足場の製造に係る契約	キ	5. 7. 24	契約履行に必要なとなる機内足場の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
133	エンジン整備作業台の製造に係る契約	キ	5. 7. 28	契約履行に必要なとなるエンジン整備作業台の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
134	主翼整備作業台の製造に係る契約	キ	5. 7. 28	契約履行に必要なとなる主翼整備作業台の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
135	S H - 6 0 K 用 特 殊 工 具 （ J U M P E R H O S E A S S Y ） の 製 造 に 係 る 契 約	キ	5. 7. 28	契約履行に必要なとなるS H - 6 0 K 用 特 殊 工 具 （ J U M P E R H O S E A S S Y ） の 製 造 図 書 （ 製 造 図 面 、 組 立 図 及 び 作 業 標 準 並 び に 検 査 要 領 等 の 企 業 所 有 資 料 ） を 利 用 で き る こ と が 証 明 で き る こ と 。	

掲載 番号	該当する契約	随意契約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問合わせ先)
136	米国Bell Helicopter Textron Inc. 製UH-2 整備用部品に係る契約	ウ	5.9.4	UH-2 整備用部品の販売に必要な輸入販売代理 権を米国Bell Helicopter Tex tron Inc. から認められていること又は認めら れる見込みがあることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
137	魚雷回路テストの製造に係る契約	キ	5.9.19	契約履行に必要な魚雷回路テストの製造図書 (製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の 企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
138	F7-10エンジン整備用器材の製造 に係る契約	キ	5.9.19	契約履行に必要なF7-10エンジン整備用器材 の製造図書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検 査要領等の企業所有資料)を利用できることが証明で きること。	
139	テール整備作業台Ⅱ型の製造に係る契 約	キ	5.9.26	契約履行に必要なテール整備作業台Ⅱ型の製造図 書(製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等 の企業所有資料)を利用できることが証明できること。	
140	油圧機能部品試験装置(NSH-4 M)の製造に係る契約	キ	5.10.20	契約履行に必要な油圧機能部品試験装置(NSH -4M)の製造図書(製造図面、組立図及び作業標 準並びに検査要領等の企業所有資料)を利用できるこ とが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
141	レーダ冷却液補充器材の製造に係る契約	キ	5. 10. 20	契約履行に必要なレーダ冷却液補充器材の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班 ・問い合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
142	F－15航空機用計器（INDICATOR）の製造に係る契約	イ	5. 10. 20	F－15航空機用計器（INDICATOR）の製造に必要なライセンス実施権を米国ハネウェル・インターナショナル・インクから認められていること又は認められる見込みがあることが証明できること。	
143	P－1搭載型トーバーの製造に係る契約	キ	5. 11. 20	契約履行に必要なP－1搭載型トーバーの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	
144	CVFDRデータ読取装置の製造に係る契約	キ	5. 12. 12	契約履行に必要なCVFDRデータ読取装置の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用できることが証明できること。	

掲載 番号	該当する契約	随 意 契 約 に よ る 理 由	一 覧 表 へ の 掲 載 日	新規参入の申し込みに必要となる要件	提 出 先 (問 合 せ 先)
145	C－2 航空機用機体部品の製造に係る 契約	ア	5. 12. 26	C－2 航空機用機体部品（EQUIPMENT AS SY DISPLAY UNIT NV）の製造に必 要となる航空機製造事業法（昭和27年法律第237 号）第2条の2に規定する経済産業大臣の事業の許可 を受けていること又は受ける見込みがあることが証明 できること。	・提出先 防衛装備庁 調達事業部 航空機部品 器材室 調達第1班
146	スタンド・オフ電子戦機用補用品の 製造に係る契約	カ	5. 12. 26	スタンド・オフ電子戦機（その1）から（その3）の 研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要とな る技術又は設備等を有することを証明できること。	・問合わせ先 03(3268)3111 内線:35561 35565 35571 35577
147	スタンド・オフ電子戦機用地上整備器 材の製造に係る契約	カ	5. 12. 26	スタンド・オフ電子戦機（その1）から（その3）の 研究試作契約での成果を継承し、当該調達に必要とな る技術又は設備等を有することを証明できること。	

F－15航空機用部品（DUCT）：P／N一覧表

掲載番号	掲載日	P／N
18	28.7.22	15FS63001-349
	29.9.1	15FS63001-265
	30.10.5	15FS63001-305
		15FS63001-237
	1.8.23	15FS63001-275
	2.9.7	15FS63001-273
		15FS63001-297
	5.9.26	15FS63001-313